

# 第4次静岡市行財政改革推進大綱骨子案に関する意見応募用紙

【締切：令和4年6月10日（金）必着（又は消印有効）】

これから訪れる本格的な人口減少社会、新型コロナウイルス感染症を契機とするデジタル化の加速など、社会状況が激しいスピードで変化する先を見通すことが難しい時代にあっても最適な市民サービスを提供していくため、目指すべき行財政運営の姿（基本理念）とその実現のための基本方針を第4次静岡市行財政改革推進大綱骨子案に整理しました。

基本理念と基本方針について、ぜひ市民の皆さまのご意見をお聞かせください。

**1 2040年を見据え目指す行財政運営の姿（基本理念）を「市役所が変化に迅速かつしなやかに対応できる頼もしい組織となり、市民、企業等との連携により新たな価値を創造する行財政運営の推進」とすることについて、共感できますか。**

【当てはまるものを一つお選びください】

- ① 共感できる ② どちらとも言えない ③ 共感できない

【どういうところについて、なぜそのように思うか理由をお書きください】

**2 1の基本理念を実現するための基本方針を、「人とつながる」、「仕事の仕組みを変える」、「人や組織が変わる」、「財政基盤を堅持する」とすることについて、共感できますか。**

【当てはまるものを一つお選びください】

- ① 共感できる ② どちらとも言えない ③ 共感できない

【どういうところについて、なぜそのように思うか理由をお書きください】

### 3 その他

※第4次行革に期待することや、ご意見など自由にお書きください。

【ご意見のタイトル】

【ご意見の内容】

\* 住所

(法人の場合は所在地)

(必須)

\* 氏名

(法人の場合は名称及び代表者名)

(必須)

年齢

19歳以下 20代 30代 40代 50代 60代 70歳以上

職業

会社員 公務員 自営業 専業主婦(夫) 学生 パート・アルバイト その他

### 📎ご意見を提出される際の注意事項

- \*印のある欄は必ずご記入ください。(意見の提出に際して、「静岡市市民参画の推進に関する条例施行規則」第5条第4項において、個人の場合は住所及び氏名、法人その他の団体の場合は、名称、所在地及び代表者の氏名を明らかにすることとされています。ご協力をお願いいたします。)
- 個人情報については、厳正に管理を行い、「静岡市市民参画の推進に関する条例」に基づくパブリックコメントの目的以外では使用いたしません。
- いただいたご意見は、第4次静岡市行財政改革推進大綱策定の参考とさせていただきます。また、個人が特定できないよう編集した上で、意見の要旨を市ホームページ等で公開させていただく場合がありますので、ご了承ください。
- 意見欄に「別紙のとおり」としていただき、別紙を添えて提出していただくことも可能です。
- 対象となる「市民」とは、市内に居住し、通学し、又は通勤する個人及び市内において事業を行い、又は活動を行う個人又は法人その他の団体をいいます。

### 📎ご意見の提出方法

期間内に、意見応募用紙を次のいずれかの方法でご提出ください。

|                 |  |
|-----------------|--|
| 1 郵送            | 〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号<br>静岡市役所 総務課 あて                           |
| 2 ファクシミリ        | FAX 番号：054-205-1377  |
| 3 持参            | 総務課（静岡庁舎新館9階）  |
| 4 市HP<br>(電子申請) | 市ホームページにある応募専用フォームでご提出ください。<br>※個人情報保護の観点から、電子メールでのご提出は受付できかねます。 |